

会 議 録

会 議 の 名 称		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第5回）
開 催 日 時		令和2年3月12日（木）午前8時45分
開 催 場 所		川島町役場 2階 庁議室
議 題		(1) 感染者発生時の対応について (2) その他
公開・非公開の別		公 開 ・ 非公開 ・ <del>一部非公開</del>
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	町長、副町長、教育長 政策推進課長、総務課長、税務課長、町民生活課長、健康福祉課長、子育て支援課長、農政産業課長、まち整備課長、まちづくり推進室長、上下水道課長、出納室長、農政産業課長、教育総務課長、生涯学習課長、議会事務局長
	事務局職員	総務課：高城主幹、道祖土主幹、菊地主査 健康福祉課：阿泉主幹
配布資料		・ 次第 ・ 町で感染者が発生した場合の対応について ・ 新型コロナウイルス川島町内において感染者が発生した場合の対応フロー
審議会等の内容・概要		
<p>1 開会 進行 総務課長 鈴木 克久</p> <p>2 あいさつ 飯島町長</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 感染者発生時の対応について</p> <p>・ 町で感染者が発生した場合の対応について</p> <p><b>【情報把握】</b></p> <p>情報の公表について、感染症患者が発生した場合、県から連絡が入る。そのため、平日の業務時間以外にも連絡が想定されるため、緊急時のフローを周知する。</p> <p><b>【報道対応】</b></p> <p>現在、保健所を設置している市が行っているが、状況に応じて行う。 同様に、クラスター感染などで特定施設等が発生した場合も同様とする。</p> <p><b>【初動対応】</b></p> <p>町の対応については、注意喚起、感染者の家族等へ衛生品の供給、施設の消</p>		

毒等を実施する。

また、問い合わせ等が必要になった場合、総務課・健康福祉課の職員で対応するが、数日対応が必要になった場合、全課で当番制をとる。

**【臨時の対応】**

妊婦に対してマスクの配布を実施する。

・町職員が感染した場合

情報把握、報道対応等は、「町で感染者が発生した場合」と同様

**【初動対応】**

「町で感染者が発生した場合」と同様

職員が感染者となった場合

職員は、出勤停止となる。濃厚接触者となった職員は、自宅待機とする。

職員が濃厚接触者となった場合

※特定施設の利用による濃厚接触者、家族が感染した場合の濃厚接触者等も含む  
自宅待機とする。

職員の家族が感染した場合は、自宅待機とする。

■感染者、濃厚接触者が課内で多く発生し、業務に支障がある場合は、業務経験がある職員を配置して対応を行う。

■役場内でクラスター感染等が確認された場合は、消毒作業のため閉鎖を検討する。

4 閉会 副町長 石島 一久

以 上